解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
千葉県佐倉市新臼井田三八番一七号
丸善商事株式会社
代表清算人　薬袋　茂幸

解散公告

当社は、平成二十六年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
千葉市若葉区高品町八九九番地の一
加茂造園株式会社
代表清算人　山本　裕美

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都新宿区西新宿七丁目五番五号
株式会社チャンネル
代表清算人　東野　悦子

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都渋谷区円山町二八番三号
株式会社パシャオク
代表清算人　星野　裕子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都中央区日本橋二丁目六番五号
合同会社ＥＳ１８
清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、平成二十六年九月二十六日開催の株主総会の決議により、同年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都港区虎ノ門二丁目三番一二号
中小企業・地域シェアドサービス株式会社
代表清算人　柏木　慶永

解散公告

当法人は、平成二十六年七月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都豊島区池袋二丁目三五番三号
一般社団法人日本新華人支援会
代表清算人　李　墨

解散公告

当法人は、平成二十六年九月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都港区赤坂四丁目一番三一号
ミドル・ワン一般社団法人
代表清算人　セス・サルキン

解散公告

当社は、平成二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都目黒区目黒本町三丁目六番七号
有限会社斉藤建装
代表清算人　齋藤　正夫

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都目黒区鷹番三丁目一〇番一二号
株式会社オフィスエム・ツー
代表清算人　深海　亜紀

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都中央区銀座六丁目七番一九号
株式会社ナイン・シーズ
代表清算人　深海　亜紀

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
トリニティ信用保証有限会社
清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、平成二十六年九月三十日開催の社員総会の決議により、同日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
一般社団法人オービス・ホールディングス
代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
横浜市中区山下町二五番地の一上田ビル三〇五
有限会社ヨシダエンタープライズ
清算人　吉田　愼一

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十六年九月十六日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
横浜市港北区綱島東六丁目一二番三八号
大陽機器株式会社
代表清算人　松野　昇

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月十四日
新潟県佐渡市吾潟五〇番地五
合同会社カーリペア昭栄
清算人　北　昭二